平成２２年（フ）第３７０９号
名古屋市南区元塩町３丁目12番地　アネックス元塩601号
破産者　郷原　悦子
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７１２号
名古屋市千種区萱場２丁目11番１号　アリアン萱場202号
破産者　菊田　晴夫
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６号
名古屋市昭和区八事富士見801番地　ライオンズマンション八事ガーデン参番館203号
破産者　黒野　剛志
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９０号
大阪府岸和田市田治米町303番地の４
破産者　山本工業こと　山本　猛遠
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３４号
大阪府泉佐野市中町３丁目２番46号、前住所大阪府柏原市片山町17番13号
破産者　唐金　純子（旧姓福留）
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０９７号
大阪府和泉市富秋町１丁目８番５号
破産者　東口佐知子（旧姓魚住）
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番48号リバーサイドハウス松浪205
破産者　西村　元宏
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４２８号
神戸市須磨区中落合１丁目１番415―303号、従前の住所神戸市北区大原１丁目22番地の25
破産者　河田　秀樹
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６号
奈良県桜井市大字慈恩寺698番地の26、申立時の住所奈良県天理市柳本町36番地30
破産者　澤田　　勇
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９１号
広島市西区西観音町23番10号
破産者　景山　紀子
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４２号
大分市寿町11番14号　第２鳥羽ビル606
破産者　中村　正和
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９５号
大分県臼杵市大字市浜740番地の１　ビラ産島参番館101
破産者　小野　朝子
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１１号
大分市生石港町２丁目12番15－306号　グリーンヒル生石港
破産者　中野　眞弓
1　決定年月日　平成23年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３００号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地　赤池方
破産者　森　志津雄
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９７号
札幌市白石区本郷通７丁目南３番15―512号
破産者　西野　　浩
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８８号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目１番７号
破産者　藤本　充実
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８９号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目１番７号
破産者　藤本　千春
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
北海道紋別市南が丘町４丁目１番２―402号
破産者　上田　和利
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３７号
青森市浪館前田２丁目32番７号
破産者　長尾　文昌
1　決定年月日　平成23年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係